

## 規程等：第1部 第7章-2

## 上級指導者の資格復活に関する規程(上級指導者制度内規)

この内規は、埼玉県グラウンド・ゴルフ協会上級指導者規程に基づく、復活の基準及び手続きについて定めるものとする

## 1. 復活の基準

資格の復活を申請できるものは、次のすべての事項に該当するものとする

- (1) 日本協会の会員であること
- (2) 資格の有効期限を過ぎて2年以内の者
- (3) 資格の有効期限以後も積極的に活動し、グラウンド・ゴルフの普及・振興をしている者

## 2. 復活の手続き

資格の復活手続きは、次により行うものとする

- (1) 資格の復活を希望する者は、別紙欠席届兼復活申請書に指定された事項等を記載し、登録団体を通して本会会長へ提出する
- (2) 復活申請書の提出は、資格有効期間終了から2年以内に、年次開催される上級指導者講習会の申請期限内に提出する
- (3) 復活申請書は、本会会長と申請地区の本会副会長が内容確認を行いその結果を本会会長から登録団体会長を通じ申請者に通知する
- (4) 復活した時の認定証有効期間は、欠席した期間を含めた4年間とする

## 3. 復活の理由

復活申請できる理由は以下のとおりとする

- (1) 長期にわたり入院していた場合
- (2) 社会復帰のためにリハビリを受けていた場合
- (3) 家族の介護のために活動が出来なかった場合
- (4) 講習会時に病気治療、冠婚葬祭が発生した場合
- (5) その他やむを得ない理由があると認められた場合

この内規は平成24年10月30日より施行する

この内規は一部改正し平成27年1月15日から施行する

## 1. 復活の手続き(現行)

(改正部分)

- |                          |           |
|--------------------------|-----------|
| (1) 資格復活を希望する者は、別紙復活申請書に | 欠席届兼復活申請書 |
| (2) 本会は指導者育成委員会で・・・      | (3) に変更   |
|                          | (2) を追加   |

この内規は一部改定し平成29年4月1日から施行する

## 1. 復活の基準

- (2) 資格の有効期限を過ぎて1年以内の者 資格の・・・2年以内の者

この内規は一部改定し平成31年4月1日から施行する

欠席届兼復活申請書を新しい書式にした

復活した時の有効期間は欠席期間を含めて4年間とする